

[書評] 森田 悌 『古代の悔還』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17043

森田 悌著「古代の悔還」(『続日本紀研究』三一・三二二号)

本論文は、これまで院政期以降の中世的な法概念として論じられてきた悔還(くいかえし)について、それが律令の法概念を基礎にして平安初期にすでにあらわれていることを論じたものである。以下、本論文の内容について、まず簡潔に紹介する。従来この悔還という用語は平安末に作られたと考えられているのに対し、著者はその用語はすでに平安初期に用いられているとして、長岡京の宅地価値に関する「日本紀略」延暦一二年一二月壬戌条の記事を掲げる。また名例律盜詐取条を根拠に悔還に過を悔いるという意味合いを求める説があるが、著者はその説を否定し、律文や中国唐代の売買文書にあらわれた「悔」についての分析の結果、それは取り消しの意味にはかならない

とする。さらに元へ戻すことを意味する「還」の用例について、「類聚国史」や初期荘園史料にあらわれた田地等の返還の事例を検討し、実質的に「還」だけで悔還と同じ意味を有する場合があることについて述べる。

以上のように悔還に関連した用語の分析を経て、次に著者は奴婢馬牛に関する契約破棄と本主への返還について論じた、「法曹至要抄」や「裁判至要抄」の律令解釈を検討する。この点について基本的には同一の解釈を行っており、売買については奴婢・馬牛のみが悔還の対象となるとされる。そしてさらに無償譲渡に相当する和与、および遺言や生前譲与に相当する処分について、悔還が認められるか否かという問題が論じられる。前者の和与については、悔還は認められないとされ、これは律令以来の原則ではないかと推定される。後者の処分については若干複雑であり、律令法の段階では悔還は認められていなかったが、しかし「院政期ないし中世初期の段階においては、祖父母父母の処分財に関し、子孫に対しては悔還することが可能であったが、その妻ないし他人に渡ったものは悔還せなかつた」(五七頁上段二二行以下)とされる。

最後に、著者は、中国唐代における牛売買に関する解約罰則文書、および売買取消しを命ずる恩勅の適用を防ぐ恩赦担保文言について論じた上で、万葉集の歌にみえる「あきかえし」から、日本古代においては売買の取消しを布告する勅令が出されただけでなく、推定している。

以上、できるだけ簡潔に要約に努めたつもりではあるが、な

かなか簡にして要というわけにはいかなかった。それは勿論一つには評者の力量不足による点が大であるが、その点は棚上げして率直にいわせていただければ、本論文は比較的短文であるにもかかわらず、論旨の展開が必ずしも明瞭とはいえないところにもう一つの原因がある。律令等の法令やその解釈に関する問題と、記録や売券・古文書類にあらわれた用例の分析、および中国唐代と日本古代（律令期・院政期）の話とが錯綜して、個々の主張の連関がかなり把握しにくくなっている。

また若干擧げ足とりの的になるかもしれないが、個々の主張が首尾一貫せず矛盾しているのではないか、と思わせる記述もある。たとえば冒頭に悔還という用語は院政期に日本で作られたという通説的理解の代表として布施弥平治氏の論稿が引用されたあと、「かかる所見に異論はないと云ってよい」（四六頁下段四行）と記述される。しかし、そのあとの論の展開は、律令段階においてすでに悔還の概念が成立していることに力点がおかれる。この点は単に表現上の問題かもしれないが、しかし内容的に論旨が矛盾しているようにみえる点もある。前述したように律令法とその解釈を論じた部分では、律令段階では奴婢・馬牛の売買に関してのみ悔還が認められており、その他の売買や和とおよび処分については悔還は認められていなかったと述べるのに対し、万葉集の「あきかえし」の分析からは「古代の日本において売買の取消を布告する勅令が出されることがあったのではあるまいか」（六一頁下段二・三行）と推定されている。はたして律令段階では売買一般について悔還が認められていた

のか、いないのか判断に苦しむところである。

勿論、本論文が、悔還に関する従来の研究に対して、いくつかの貴重な新知見を提供していることは疑いえない。著者が掲げた「日本紀略」延暦二年二月壬戌条にみえる「悔返」は、おそらくは悔還という用語の初見といってよいのである。もともと中世において悔還が問題になるのは処分や和与についてであり、とくに処分について悔還がいつごろからあらわれるのが問題である。従来は院政期以降の史料が問題とされているが、はたしてそれ以前に処分の悔還に関する史料が存在しないのか、といった点が今後さらに追究される必要があるといえる。

また処分の悔還に関する「法曹至要抄」および「裁判至要抄」の当該条文の解釈について、著者は中田薫説や長又高夫説を批判しつつ、新解釈を展開している。傍論的に論ぜられているので、既存の説に対する批判は必ずしも説得力ある形で詳細に論じられているわけではないが、各条文の相互関係について十分検討に値する新見解が提起されたといつてよいのではないだろうか。「法曹至要抄」と「裁判至要抄」の間の相違、および各条文間の矛盾としてこれまで論ぜられてきた問題について、そのような相違や矛盾を認めない立場で統一的に理解する点は、従来になく新しい方向性を示したものとして評価しうるであろう。

以上、愚見を開陳させていただいたが、文中礼を失する表現があれば、切にご寛恕をお願い申し上げます。

（梅田 康夫）